

第 67 回「水道週間」における正会員の実施細目

公益社団法人 日本水道協会

I. 水道週間行事の実施計画の策定

水道利用者の理解と関心を深めるため、別添の第 67 回「水道週間」実施要綱に基づき、それぞれの水道事業者等において、地域の実情に応じた最適な水道週間行事の実施計画を策定する。

II. 各種の広報活動

1. 新聞による広報活動

- (1) 水道週間の趣旨及び実施行事の周知を図るため、地元の各新聞社に關係記事の掲載方を依頼する。
- (2) 水道週間期間中、各新聞社に対して水道事業の現況、将来計画、災害に強い水道づくり、水質検査結果や安全でおいしい水道水に対する取組など、水道に関する情報提供を積極的に行うとともに、取材には積極的に協力する。
- (3) 水道事業に関する記事の掲載や、各新聞社主催の座談会等の開催を依頼し、その紙上掲載について積極的に働きかける。
- (4) 各新聞社の論説委員懇談会等を企画し、水道週間期間中に水道事業に関する論説の掲載方を依頼する。

2. テレビ、ラジオによる広報活動

- (1) 水道週間の趣旨及び実施行事の周知を図るため、地元の各テレビ、ラジオ局に取材・報道方を依頼する。
- (2) 水道週間期間中、各局に対して水道事業の現況、将来計画、災害に強い水道づくり、水質検査結果や安全でおいしい水道水に対する取組など、水道に関する情報提供を積極的に行うとともに、取材には積極的に協力する。
- (3) 各局の情報番組に水道又は水に関する番組の企画を依頼するとともに、取材には積極的に協力する。
- (4) 一般行政部門（知事部局、市町村部局等）の広報室等が提供するテレビ、ラジオ番組に「水道週間」や水道に関連する番組の企画を取り上げるよう依頼する。（例えば、「県政の窓」、「市民の時間」等）

3. 市町村発行の広報紙、ウェブサイト・SNS 等の活用

- (1) 水道週間の趣旨及び実施行事の周知を図るため、各市町村の広報紙、ウ

ウェブサイト・SNS等を活用する。

- (2) 広報紙、ウェブサイト・SNS等に、水道事業の現状、将来計画、災害に強い水道づくり、水質検査結果や安全でおいしい水道水に対する取組など、水道に関する情報を積極的に提供する。

4. 広報車、街頭宣伝放送、デジタルサイネージ等による広報

各水道事業者又は一般行政部門が所有する広報車、サービスカー又は街頭宣伝放送、デジタルサイネージ等を利用して水道週間の趣旨等の周知を図る。

5. ポスター、壁新聞の作成、掲示

本協会が配布する水道週間用ポスター、壁新聞又は各水道事業者がそれぞれの地域の実情に応じて作成した独自のポスター等を効果的な場所に掲示し、水道週間の趣旨等の周知を図る。

6. 水道週間キャンペーンの懸垂幕等の利用

各水道事業者の庁舎、浄水場、その他公共庁舎又は目抜き通りのビル等を利用し、屋上又は壁面の目につく側に「自6月1日至6月7日水道週間」又は水道に関する標語等を適宜選択し、これらの字句を配した懸垂幕、横断幕を懸垂する。また、立看板等の利用を行う。

7. 本協会作成、発行の各種広報資料の利用

本協会発行の各種広報資料(本協会ウェブサイト参照)や、各水道事業者がそれぞれの地域の実情に応じて作成した独自の広報資料を水道施設見学者等に配布し、水道に対する理解と協力を求める。

8. 水道PR動画等の活用

各水道事業者で所有する動画等を活用し、水道施設見学会又は講演会等で上映するほか、ウェブサイトや動画共有サイトへ公開することにより、水道に対する理解と協力を求める。

9. 世論調査

水質問題、給水工事、料金問題又は水道事業に対する住民の意識、要望等に関し、アンケート調査やモニター制度を活用し、世論調査を実施する。

Ⅲ. 水道に関する各種行事の開催

1. 講演会

水道週間期間中、水道に関する講演会等を開催する。

2. 座談会、懇談会

一般市民の水道に対する意識について、消費者団体、自治団体等から意見を聴取するとともに、水道事業経営の仕組みや実態等についてPRするための座談会、懇談会を開催する。

3. 展示会

- (1) 各水道事業者において、水道に関する図画、作文、書写、標語、写真等を一般市民又は小・中学生から募集し、表彰を行うとともに作品の展示会を開催する。
- (2) 各水道事業者の水道の現況、将来計画等についてパネル又は写真等でわかりやすく説明し、また、水道に関連した資機材等を公開した展示会を開催する。

4. 水道施設見学会

小・中学生、一般向け等の水道施設見学会を企画し、水道施設(水源地、浄水場、配水池、水質試験室等)の見学を通じ、水道に対する理解と関心を深めるよう努める。

5. 利き水(水の飲み比べ)の実施

各種行事の開催と合わせて、水道水と市販のミネラルウォーター等との利き水(水の飲み比べ)を実施する。この体験を通じ、水道水がミネラルウォーターと同等のおいしい水であることをPRする。

6. 水の祭典等

水道週間期間中、水道各施設(水源地、浄水場、配水池等)を利用し、水に関する祭典等を開催する。

IV. 水道維持管理部門のサービス

1. 水道相談所の開設

水道に関する一般市民からの相談に応じるため、各種行事開催に合わせて水道相談所等を開設する。

2. 給水装置の検査

水道週間期間中、給水区域内の給水装置の総点検を実施するとともに、市民に維持管理上の注意を喚起する。

蛇口パッキンの取替え、その他軽微な故障について、水道週間期間中に無料修理を実施し、水道利用者に対するサービスに努めるとともに、井戸利用者に対して水道の利用促進を積極的に勧める。

3. 貯水槽水道の管理に関する情報提供

簡易専用水道や小規模貯水槽水道の管理について、正しい知識を提供し、適正な管理の重要性について理解を得る。

V. その他

1. 各種広報活動の実施

水道週間期間中に行われる各種広報活動を通じ、「安全でおいしい水道水」のPRに努める。なお、実施内容については、それぞれの地域の実情に応じて各種活動を実施する。

2. 日常的な広報活動の実施

効果的な広報活動を展開するため、「水道週間」の期間に限らず、積極的に広報活動内容を企画、実施していく。